



# 牛久沼土地改良区だより

〒301-0005  
茨城県龍ケ崎市川原代 2640-1  
TEL 0297-62-0536  
FAX 0297-62-9547  
編集責任者 中島 淳

牛久沼土地改良区の概況(2025年3月31日現在)  
■組合員数 2,081 名  
■受益面積 14,203,647 m<sup>2</sup>  
<http://www.midori-ushikunuma.or.jp>

令和7年5月1日発行



## 御挨拶 牛久沼土地改良区 理事長 中島 淳

社会の転換期を迎えている今、変わらない「米づくり」がスタートしております。日ごろ、牛久沼土地改良区の事業ならびに運営につきまして組合員皆様のご理解とご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

酷暑・大雨・大型台風等、自然災害の警戒度が年々高まり、人口が減少し、社会が変化してもこの地域の米づくりの時間を止めているわけにはいきません。

老朽化の用排水施設等更新につきましても計画的に行い、用水確保を最優先に努めて参ります。

何より、改良区運営の健全化、安定化、持続化を念頭に組合員の皆様と共にこれからもこの地域の米づくりのために役職員手を携え知恵を出し合い、「米づくりの時を刻む」そのことを掲げ牛久沼土地改良区は組合員の皆様とこの地でその歴史を紡ぐ所存でございます。

昭和100年、戦後80年ともいわれる令和7年が未来への希望となる米づくりの日々となりますように、そして組合員皆様の田に稔り多き秋を迎えることができますことをご祈念申し上げご挨拶いたします。

## 令和7年度 賦課金

| 区 分       | 賦 課 種 別 | 期 別   | 賦 課 単 価<br>(1,000 m <sup>2</sup> 当) | 納 入 期 限            |
|-----------|---------|-------|-------------------------------------|--------------------|
| 一 般       | 経 常     | 田 前期  | 5,500 円                             | 5 月 12 日～6 月 2 日   |
|           |         | 田 後期  | 5,500 円                             | 5 月 12 日～10 月 31 日 |
|           |         | 陸田 前期 | 3,850 円                             | 5 月 12 日～6 月 2 日   |
|           |         | 陸田 後期 | 3,850 円                             | 5 月 12 日～10 月 31 日 |
| 馴馬谷津地区    | 経 常     | 田 前期  | 5,500 円                             | 5 月 12 日～6 月 2 日   |
|           |         | 田 後期  | 5,500 円                             | 5 月 12 日～10 月 31 日 |
| 川原代2区3区地区 | 特 別     | 田 前期  | 5,000 円                             | 5 月 12 日～6 月 2 日   |
|           |         | 田 後期  | 5,000 円                             | 5 月 12 日～10 月 31 日 |

### <お知らせ>

今後の改良区運営及び郵便事情の変化における状況等を考慮し、令和7年度より「賦課金納入済証明書」の郵送を中止させていただきます。本書を必要とされる組合員様は、事前に連絡の上、牛久沼土地改良区までご来所ください。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

- ◎口座振替の方へ 領収書を発行しませんので、通帳記帳をもって領収書に代えさせていただきます。
- ◎窓口納付の方へ 確定申告などで賦課金の領収書が必要になりますので大切に保管をお願い致します。
- ◎銀行振込の方へ お振込みによる納付の場合(賦課金・使用料等)は、領収書を発行しませんので、振込明細書の保管をお願い致します。

### ◆◆◆賦課金の未納・滞納等について◆◆◆

賦課金の未納、滞納は改良区運営に影響があります。また、公平な観点から未納者、滞納者の方の催促個別訪問を行い納付をお願いしております。

特別な事情により、分納等ご相談をご希望の方は改良区までお問い合わせください。

なお、地域でのご要望や困ったことがありましたら各地区の役員・総代の方にもご相談ください。

### ◆長期滞納者に対して滞納処分を執行しました◆

令和6年度は土地改良法第39条第5項の規定に基づく滞納処分の差押え(預金)を5件執行致しました。

令和 5 年度 一般会計収支決算

(単位：円)

| 歳入          | 歳出            |
|-------------|---------------|
| 土地改良事業収入    | 土地改良事業費支出     |
| 163,560,169 | 58,957,210    |
| 附 帯 事 業 収 入 | 附 帯 事 業 費 支 出 |
| 12,332,670  | 896           |
| 基本財産運用収入    | 一 般 管 理 費 支 出 |
| 184,836     | 84,579,068    |
| 特定資産運用収入    | 土地改良事業負担金支出   |
| 3,789       | 23,500,000    |
| 補 助 金 等 収 入 | 借 入 金 返 済 支 出 |
| 12,688,000  | 5,993,754     |
| 寄 付 金 収 入   | 支 払 利 息       |
| 701         | 665,143       |
| 業務受託料収入     | 固定資産取得支出      |
| 230,308     | 0             |
| 雑 収 入       | 出 資 金 取 得 支 出 |
| 1,320,566   | 110           |
| 借 入 金 収 入   | 基本財産積立支出      |
| 43,500,000  | 184,836       |
| 基本財産取崩収入    | 特定資産積立支出      |
| 0           | 3,398,880     |
| 特定資産取崩収入    | 雑 支 出         |
| 0           | 0             |
| 固定資産売却収入    | 繰 出 金         |
| 0           | 2,496,200     |
| 出資金返還収入     | 繰 越 金         |
| 0           | 118,782,042   |
| 繰 入 金       | 予 備 費         |
| 2,496,200   | 0             |
| 繰 越 金       |               |
| 62,240,900  |               |
| 歳 入 合 計     | 歳 出 合 計       |
| 298,558,139 | 298,558,139   |

令和 5 年度の収支決算につきましては第 161 回臨時総代会の承認を受けて掲載させていただきました。

■令和 6 年 10 月 22 日 第 161 回臨時総代会開催される ■■■■■■■■■■■■

議長に大宮地区中村裕男総代を選出し、全案原案通り可決承認されました。

- 議案第 1 号 長期借入金の借入について(大徳地区)  
 議案第 2 号 長期借入金の借入について(谷道地区)  
 議案第 3 号 令和 6 年度一般会計収支補正予算議決について  
 報告第 1 号 令和 5 年度決算監査報告について  
 議案第 4 号 令和 5 年度一般会計収支決算の承認について  
 議案第 5 号 令和 5 年度財産目録の承認について  
 議案第 6 号 令和 5 年度事業報告の承認について  
 議案第 7 号 役員総選挙について

令和 5 年度 財 産 目 録

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

(単位：円)

| 1 資産の部        | 2 負債の部        |
|---------------|---------------|
| 1 流動資産        | 1 流動負債        |
| 123,050,500   | 5,300,938     |
| 2 固定資産        | 2 固定負債        |
| 2,270,081,605 | 231,362,267   |
| 1 基本財産        | 負債合計          |
| 18,530,115    | 236,663,205   |
| 2 特定資産        | 3 正味財産の部      |
| 2,187,262,556 | 1 指定正味財産      |
| 3 その他固定資産     | 1,312,122,882 |
| 64,288,934    | 2 一般正味財産      |
|               | 844,346,018   |
|               | 正味財産合計        |
|               | 2,156,468,900 |
| 資産合計          | 負債及び正味財産合計    |
| 2,393,132,105 | 2,393,132,105 |

<牛久沼土地改良区役員名簿>

任期：令和 6 年 11 月 3 日から令和 10 年 11 月 2 日

(敬称略)

| 被選挙区              | 被選挙区区域                                                | 理 事                  | 監 事     |
|-------------------|-------------------------------------------------------|----------------------|---------|
| 第 1 被選挙区<br>川原地区  | 龍ヶ崎市川原代町                                              | 山 崎 光 一              |         |
| 第 2 被選挙区<br>馴染地区  | 龍ヶ崎市佐貫町・小通幸谷町・若柴町<br>庄兵衛新田町・南中島町・入地町<br>馴染町・門倉新田町・馴染町 | 鴻 巣 健 一<br>中 島 淳     | 洞 澤 弘 敏 |
| 第 3 被選挙区<br>龍ヶ崎地区 | 龍ヶ崎市旧龍ヶ崎町・利根町押戸、大房                                    | 大 竹 雅 夫<br>山 崎 孝 一   | 中 村 一 郎 |
| 第 4 被選挙区<br>大宮地区  | 龍ヶ崎市大徳町・宮渕町・佐沼町                                       | 関 口 眞 一<br>大 野 誠 一 郎 | 石 島 能 史 |
| 第 5 被選挙区<br>生板地区  | 河内町生板                                                 | 大 野 和 己              |         |

令和 7 年度 一般会計収支予算

(単位: 円)

| 歳 入           |             | 歳 出           |             |
|---------------|-------------|---------------|-------------|
| 土地改良事業収入      | 161,951,000 | 土地改良事業費支出     | 120,960,000 |
| 附 帯 事 業 収 入   | 4,394,000   | 附 帯 事 業 費 支 出 | 10,000      |
| 基本財産運用収入      | 213,000     | 一 般 管 理 費 支 出 | 105,092,000 |
| 特定資産運用収入      | 40,000      | 土地改良事業負担金支出   | 14,004,000  |
| 補 助 金 等 収 入   | 17,501,000  | 借 入 金 返 済 支 出 | 3,970,000   |
| 寄 付 金 収 入     | 11,000      | 支 払 利 息       | 735,000     |
| 業務受託料収入       | 500,000     | 固定資産取得支出      | 305,000     |
| 雑 収 入         | 1,786,000   | 出 資 金 取 得 支 出 | 1,000       |
| 借 入 金 収 入     | 18,501,000  | 基本財産積立支出      | 3,240,000   |
| 基本財産取崩収入      | 1,000       | 特定資産積立支出      | 7,041,000   |
| 特定資産取崩収入      | 15,101,000  | 雑 支 出         | 1,500,000   |
| 固定資産売却収入      | 5,000       | 繰 出 金         | 800,000     |
| 出 資 金 返 還 収 入 | 1,000       | 繰 越 金         | 84,589,000  |
| 繰 入 金         | 800,000     | 予 備 費         | 8,058,000   |
| 繰 越 金         | 129,500,000 |               |             |
| 歳 入 合 計       | 350,305,000 | 歳 出 合 計       | 350,305,000 |

■令和 7 年 3 月 18 日 第 162 回通常総代会開催される ■■■■■■■■■■■■

議長に大宮地区中村裕男総代を選出し、全案原案通りに可決承認されました。

- 議案第 1 号 定款の一部変更について
- 議案第 2 号 会計細則の一部改正について
- 議案第 3 号 規約の一部改正について
- 議案第 4 号 現金預入先について
- 議案第 5 号 賦課金の賦課及び徴収方法等について
- 議案第 6 号 令和 7 年度役員及び総代報酬について
- 議案第 7 号 長期借入金の借入について
- 報告第 1 号 令和 6 年度中間監査報告について
- 議案第 8 号 令和 6 年度一般会計収支補正予算議決について
- 議案第 9 号 令和 7 年度一般会計収支予算議決について
- 議案第 10 号 未収賦課金の不納欠損処理について

<牛久沼土地改良区総代名簿>

任期: 令和 6 年 9 月 25 日から令和 10 年 9 月 24 日

(敬称略)

| 被 選 挙 区           | 被 選 挙 区 区 域                                           | 総 代                                                                  |
|-------------------|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 第 1 被選挙区<br>川原代地区 | 龍ヶ崎市川原代町                                              | 櫻井守彦・鴻野一彦・寺田 進<br>木村新一郎・木村恒則・松鹿 平                                    |
| 第 2 被選挙区<br>馴柴地区  | 龍ヶ崎市佐貫町・小通幸谷町・若柴町<br>庄兵衛新田町・南中島町・入地町<br>馴馬町・門倉新田町・馴柴町 | 寺田 明・武田 章・増尾 博<br>菊地義正・木村幸央・中澤 清<br>岡野 功・寺田 猛                        |
| 第 3 被選挙区<br>龍ヶ崎地区 | 龍ヶ崎市旧龍ヶ崎町・利根町押戸、大房                                    | 瀬尾雄三・菊地利浩・濱田憲一<br>岡野利通・針谷良夫・國松俊幸<br>岩井 隆・宇田貴由・飯野春夫<br>岡野季之・岡田健市      |
| 第 4 被選挙区<br>大宮地区  | 龍ヶ崎市大徳町・宮渕町・佐沼町                                       | 篠崎 勤・須原一行・鴻巣善昭<br>神山 晃・渡邊久夫・関口文夫<br>長塚清吾・菅生英史・岡野 学<br>櫻井孝一・中村裕男・足立一夫 |
| 第 5 被選挙区<br>生板地区  | 河内町生板                                                 | 片岡壽雄・秋山 実・石山正晴<br>大野千昭                                               |

## 土地改良区からのお知らせ

下記に該当する方は届出をお願い致します。

1. 組合員が亡くなったとき(死亡による名義変更をしたとき)
2. 農地を贈与・貸与・賃貸借・交換・売買したとき
3. 小作地を地主に返還したとき
4. 農業者年金受給のために経営移譲したとき
5. 住所変更をしたとき

※ホームページから組合員資格得喪届がダウンロードできます。  
農地異動等の際は、両者の記名押印が必要です。

※各種届け出は3月31日までに提出して下さい。4月1日時点の台帳情報に基づき賦課されます。

### ◆排水放流・施設(用排水路敷地使用等)を使用するとき

当改良区にお問い合わせの上、申請をしてください。ホームページから申請書がダウンロードできます。

### ◆口座振替の方で変更があるときは新たに口座振替依頼書を提出してください。

### ◆賦課金納付は簡単・便利・安全な口座振替をご利用ください。

### ◆農地を転用するときは、農地転用の申請をしてください。またその際は、当該年度の地区除外維持管理費を納めていただくことになっています。公共事業(道路等公共施設)として買収、寄付した土地についても同様です。また、市役所・法務局・農業委員会等の手続きだけでは改良区の台帳、組合員名簿の修正は出来ません。

直接、改良区への届け出が無ければ、従来通り元の組合員に賦課金が掛かります。名義が自動的に変更されることはありませんのでご注意ください。

### ◆土地改良区の組合員異動や農地の売買等において滞納賦課金がある場合は土地改良法第 42 条第 1 項の規定により新しい組合員に支払義務が継承されます。(相続放棄された方は相続放棄についての書類(コピー可)の提出をお願い致します。)

### ◆令和 6 年 4 月 1 日より相続登記が義務化されています。農地の相続についても同様です。

## 休耕田、転作田にも賦課金が掛かります

### 《陸田の耕作について》

陸田(畑)で用水路から引水をしている場合は、「田」扱いとなります。

賦課金は田の年単価(11,000 円/1000 m<sup>2</sup>)で賦課されます。

そのような状況を確認できた場合は「田」の賦課金額をご請求させていただきます。